

地域雇用開発助成金

地域雇用開発コース

利用できるエリアは限定されています。

雇用情勢の厳しい地域等で、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支給されます。

助成額

設置・整備に要した費用や対象労働者の増加人数などに応じて以下の表の額を支給します。(1年ごとに3回支給)

原則(同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域等での計画届提出の場合)

改正

設備・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3人(創業2人)~4人	5~9人	10人~19人	20人~
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

※1 中小企業事業主の場合は、1回目の支給においては上記の支給額の1.5倍を支給

※2 中小企業事業主の場合で、かつ、創業と認められる場合は、1回目の支給時に上記の支給額の2倍を支給

原則同意雇用開発促進地域における大規模雇用開発を行う事業主に対する特例

改正

設備・整備費用	対象労働者の増加人数	
	100~199人	200人~
50億円以上	1億円	2億円

支給要件

1回目の支給要件

1	雇い入れに関する計画書を労働局長に提出すること
2	事業の用に供する施設や設備を計画期間内に設置・整備すること
3	ハローワーク等の紹介により3人(創業の場合は2人)以上雇い入れること
4	被保険者数が、計画日の前日における数に比べ3人(創業の場合は2人)以上増加している

2回目・3回目の支給要件

1	被保険者数が給基準日における数が、完了日における数を下回っていないことが必要
2	対象労働者が給基準日における数が、完了日における数を下回っていないことが必要
3	第2回目、第3回目の支給基準日までの離職者の数は、完了日時点の対象労働者の1/2以下、または3人以下

それぞれの回で要件をすべて満たすことが必要

対象となる費用

(1)~(3)をすべて満たす施設または設備にかかる費用が対象

- (1) 雇用の拡大のために必要な事業の用に供されるものであること
- (2) 計画期間(最長18か月間)内に設置・整備が行われるものであること
- (3) 1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上であること

